

ID: 3004

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	設置廃止、設置者の変更及び収容定員に係る学則の変更の認可(私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校(これらのうち、外国人を専ら対象とするもの、教員免許の指定のあるもの及び資格免許の認定又は指定のあるものに係るものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	学校教育法 第4条第1項(第134条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】 法第4条第1項の規定による。 第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。))及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。 (1) 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣 (2) 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第13条第2項、第14条、第130条第1項及び第131条において同じ。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県教育委員会 (3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日